

議案第 4 2 号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例

かすみがうら市火災予防条例（平成 1 8 年かすみがうら市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 2 8 条の 5 第 1 号中「作動時間が 6 0 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 2 8 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 5 条第 1 項の改正規定は、

令和元年7月1日から施行する。